

# 土木系業務における猛暑対策について (お知らせ)

令和 8 年 5 月  
山口県土木建築部

このたび、令和 8 年 5 月以降の取組を下記のとおり定めましたのでお知らせします。

## 1 猛暑対策に係る契約後の協議

夏季作業（5～9月）の予定がある場合、受注者は、契約後速やかに猛暑対策として以下2の措置を講じるか否かについて、発注者と協議を行うこと。

## 2 実施可能な措置

### (1) 熱中症対策に係る費用の計上

エアコンや大型扇風機の設置など、現場の施設や設備に関するものについて実施する。費用については、見積により諸雑費に積み上げ計上する。

### (2) 作業時間の変更

気温が高い時間帯を避けるため、社会的影響のない範囲内で作業時間を変更する。作業時間の変更にあたり、関係機関や地元等との調整が必要となる場合は、受発注者が連携して対応すること。

(例：通常 8 時～17 時の作業時間を 6 時～15 時、または深夜時間帯（22 時～5 時）に変更、通常 8 時間の作業を 6 時間に短縮するなど)

なお、猛暑対策に伴う作業時間帯の変更や短縮による技術者単価の割増しは行わないものとする。

### (3) 委託期間の変更

猛暑により計画どおり作業できないことが想定される場合は、委託期間を延伸する。

## 3 適用基準日

令和 8 年 5 月 1 日以降、入札公告又は指名通知を行う業務委託に適用する。

ただし、令和 8 年 4 月 30 日以前に入札公告又は指名通知をした業務委託であっても、受発注者間で個別に協議すること。